

## 令和3年決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月28日（火）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 付託事件 日程第1 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、  
総務企画常任委員会が所掌する科目について  
日程第2 議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定について  
日程第3 議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長  
岩 田 典 之 委 員・竹 内 陽 子 委 員  
柴 田 圭 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員  
石 井 恵 子 委 員・植 村 博 委 員  
伊 藤 仁 委 員 岡 田 繁 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
市 長 笠 井 喜久雄  
副 市 長 高 橋 俊 浩  
教 育 長 井 上 功  
総 務 部 長 中 村 幸 生  
企画財政部長 津々木 哲 也  
市民環境経済部長 岡 田 光 一  
福 祉 部 長 豊 田 智 美  
健康子ども部長 松 丸 健 一  
都市建設部長 高 石 和 明  
教 育 部 長 和 地 滋 巳  
会 計 管 理 者 川 村 俊 男  
総 務 課 長 高 山 博 亘  
選挙管理委員会書記長 高 山 博 亘  
秘 書 課 長 齊 藤 祐 二  
公共施設マネジメント課長 鈴 木 隆 宗  
危機管理課長 山 本 敏 行  
企画政策課長 池 内 一 成

財 政 課 長	板 橋 章
課 税 課 長	山 口 光 敏
収 税 課 長	宇 賀 慎 一
監査委員事務局長	武 藤 善 勇

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

局 長	石 井 治 夫
主 査	今 井 好 美
主 事	小 原 陽 子

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会議務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、決算審査特別委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日最終日となります。なお、今回から議会運営委員会で決定いたしましたとおりに、歳出歳入の質疑の後に財政的総括質疑の場を設けております。委員の皆様におかれましては、活発かつ慎重な審査をよろしくをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。

それでは、議事等の進行につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は10名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会します。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マスクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

なお、議場内の換気のため、扉と窓を開放しておりますので、御了承ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

- (1) 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、総務企画常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 これから日程に入ります。

日程第1、議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

これから質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。審査の順番といたしましては、初めに一般会計の歳出に対する質疑を行い、次に一般会計の歳入に対する質疑を行います。

質疑においては、歳出から歳入までページ順に一問一答形式で行います。

また、担当課長が答弁を適切に行えるよう、ページ数と項目を指定の上、端的にお願いします。

なお、既にお手元にある資料と重複する内容の質疑は御遠慮ください。

最後に、質疑の際には挙手をし、指名されてから御発言ください。執行部につきましても同様に願います。

それでは、一般会計歳出についてから質疑を行います。

68ページをお開きください。

初めに、1款の議会費については、慣例により省略をさせていただきます。

次に、2款1項1目一般管理費について質疑を行います。少し長いので、70ページから、2款1項2目の、77ページにあります13)の人財育成推進に要する経費までで質疑をお願いいたします。

どうぞ、岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、73ページの下のところですがけれども、顧問弁護士委託事業に要する経費の委託料、そこにある訴訟事務委託料101万7,419円、これ訴訟は何件あったんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

訴訟事務委託料につきましては、全部で4件ございました。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 どのような訴訟か説明してもらえますか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

1つ目は、北総線住民訴訟原告団からの弁護士費用支払請求への対応が終了しましたことに対する顧問弁護士への報酬金になります。それから、現在係争中ですが、市の道路工事受注者からの損害賠償請求事件の応訴にかかる着手金、それから、学校におけますいじめ被害者からの損害賠償等請求事件への応訴に係る着手金、それから、文書提出命令の申立てへの対応異議に係る着手金の、以上4件になります。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それぞれ4件の費用を説明してもらえますか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

1件目の北総線の弁護士費用支払請求の件ですが、こちらは22万5,419円となります。2件目の道路工事受注者の損害賠償請求事件については40万7,000円、3件目のいじめ被害者からの損害賠償等請求事件につきましては27万5,000円、最後の文書提出命令の申立てに関する着手金が11万円となります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 着手金ということもありますから、まだこれで全て終わりということではないと思いますけれども、令和2年度においては、この4件の訴訟に関して、費用対効果、これをどのように考えている、捉えているか、お願いします。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今お話のうちの4件のうち、実際係争中になりますのは2番目と3番目になりますので、こちらについてははまだ係争中ということで、評価は今現状ではなかなか難しいかと思いますが、1点目の北総線の住民訴訟原告団からの弁護士費用の支払請求については、こちらは去年の全員協議会でも御説明したとおり、これで一応訴訟のほうが終了したということですので、問題はここで解決されたと。

それから、最後の4番目の文書提出命令の申立てについても、一応相手方からの対応はこれでしないということが決定しておりますので、こちらも現在解決をしているということになります。

以上です。

○岩田典之委員 結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 71ページの一般職員人件費のところなんですけれども、職員の療養者数の資料を見ますと、3か月を超える療養ということで、今年度は12名いたんですけれども、3か月を超えると給料のほうは支払いはされているんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

休職につきましては、最高で3年の期間が取れるようになっております。初年度については8割、10分の8の支給になりまして、以降2年、3年については、別の規定になりますけれども、共済組合からの傷病手当金の支給があります。金額はその職員によって変わりますので、一概に申し上げることはできません。以上となります。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 前々年度と前年度が8名、8名なんですけれども、これは今年の12名と同じ人たちなんですか、ちなみに。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 8名については同じかと思いますが、4名についてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。基本は違う職員になっていると思いますが、ちょっと確認いたします。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 年代的にはどの年代の方々が多いんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

年齢につきましては、この年代層が特に多いということはなく、若年層から高齢の職員まで幅広くあります。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 対策は何かされていますでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

病気による休職の、その病気の症状にもよりますけれども、いわゆるメンタル不調の職員に対するものについては、別途予算計上しておりますけれども、ストレスチェックですとか、そういったチェックを職員の中で行って、メンタル不調のおそれがある職員に対しては未然に防止をするというようなことを行っております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 先ほどの73ページの訴訟のほうなんですけれども、訴訟に対する委託料に関することなんですけれども、4つ目におっしゃられました文書提出の命令に係る申立てに対する着手金ということは、これはもう終了しているということなので、どういう内容だったのか、もう少し詳細をお願いしたいと思います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

こちらは、第三者間の訴訟当事者からの市に対する文書提出命令の申立てがございました。その申立てについては、相手方の申立てが棄却をされておりますので、市としてその提出義務はないということで決着をしているというところです。内容については、ママヘルプサービスの利用記録に関する文書提出命令があったものと聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 内容については、ママヘルプサービス、ここについて利用者からの申立てがあったということによろしいですか。そこに対する文書の開示を、提出するよというよ申立てであったということによろしいですか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

ママヘルプサービスの利用者と、その方と裁判になっている方がいらっしやいまして、市は当事者

ではもちろんないんですけれども、その利用者から市に対しての文書の提出命令の申立てがあったということになります。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 市が当事者ではなく、ママヘルプサービスの利用者が裁判を起こしていて、市に対して文書の開示の申立てがあったと。だけれども、対応はしないということで決着したということによろしいんですね。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 そのとおりです。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 77ページのちょうど真ん中辺りに、13) で人材育成に要する経費というのがございます。その中で、18研修負担金というのがあります。この研修の内容とその目的について確認したいと思います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。

研修負担金79万8,900円の部分の御質問かと思いますが、こちらはいろいろな職員に対する研修を行っておりまして、実績としますと、自治大学校への研修ですとか、あとは、千葉県自治研修センター、こちらへの研修、それから、印旛郡市広域市町村圏事務組合の研修、それから、その他各種専門的な研修会がありますので、そういったところの研修に参加をしております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 その目的ということを入れましたけれども、それについてはいかがですか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。

研修の内容については様々ありまして、階層ごとの研修、例えば、初級の職員に対しては初級者の研修、それから、中堅職になると中堅職研修とか、あるいは、管理職になった場合の管理職研修、あるいは、係長研修、そういった階層研修と、それから、あとは各業務ごとで専門的な研修がございますので、そういったところには、例えば、税の研修ですとか、それから、女性活躍の推進研修ですとか、いろいろなその専門分野に関わる研修などに参加をさせていただいております。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 今のは職務についてですよね。では、ちょっと角度を変えまして、職員のあるべき姿という観点ではいかがでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今植村委員のほうからありました、職員のあるべき姿、目指すべき姿ということで、令和2年度に人材育成基本方針の見直しを行いました。その中で、市職員が目指すべき姿というのを計画上位置づけております。ただ、その計画、方針が出来上がったのが今年の12月でありましたので、そこについての研修というのはちょっとこの中では具体的には入っておりませんが、先ほど申し上げました階層ですとか、職員として身につけるべき資質、スキルといったものの研修をこの費用で行ったところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 人材育成の方針というのをちょっと見ていたんですけども、その中で幾つかアンケートを取られていて、そこから自分が読み取った中では、市民目線のほうの言い分と、それから、そのニーズを把握する現場主義について、それから、また職員の多様性なんていうことを挙げられております。そういう観点でね、今回の研修がそこにどう生きているのかなというようなことを自分としてはお聞きしたかったんです。

それはそれとして、じゃあ、最後に、この効果について、非常に総合的で、何をどうしたらいいかという判定は難しいと思うんですけども、今回この研修をしたことによって、職務的な実務は向上したとは思うんですけども、課長として、効果の検証というのはそれでよろしいでしょうか、あるいは、また別な角度で一步前進と捉えているのでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

令和2年度の研修については、御存じのとおり、コロナの影響を受けまして、多くの研修が中止になったという状況もありますので、そういったことからすると、十分な研修がなかなかできなかったという事情ありますけれども、少なくとも参加させていただいた研修については、各職員が研修後についてはその研修内容の報告書を作成いたしまして、その職場内で研修内容を共有するという仕組みもありますので、そういったところではこの研修会に参加させていただいたことによって一定の効果は得られたものと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 75ページが一番下段になります。職員衛生管理に要する経費、ここで、次のページになるんですが、77ページが一番上に報償費というのがあります。これは予算のときには4万円だったんですが、倍額になっています。この内容を伺います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

報償費については、講師謝礼金の内容になっています。この年にメンタルヘルス研修を行いましたけれども、先ほどお話しした、コロナが蔓延していたことによりまして、密を防ぐために、当初予定していた回数を1回から2回に増やして開催いたしましたので、結果当初1回分の4万円が倍の8万円ということで、2回を開催したことによるものでございます。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 77ページ、先ほど植村委員が質問したことに関して、続きです。この研修、今回はコロナ禍においてなかなか参加できなかったというお答えもありました。実は何年も前から、研修ということは、私はぜひ職員の方には行っていただきたいと思っているんですけども、各課でいろいろお話を聞いていると、なかなか研修に行く時間、職員が周りがみんな忙しいとなかなか行かれない、課長自身も難しいんですと、こういう声がずっと聞こえてくるんですね。だから、予算は取ってあるけれども、コロナじゃなかったら多分行かれたと思うんですが、問題は、そういう背景を、本当に気持ちよく研修に出られるような体制には、各課からそういう計画を立てて予算化してあるものなんですか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほど言いました、研修については様々な研修がございますので、一概には申し上げられませんが、例えば、階層研修、受ける時期が分かるものについては計画的に予算計上して行っておりますし、あとは、一方で、各課からこういった研修が課題に応じて出てきた場合、突発的に研修に参加したいという要請がありましたら、対応する経費、予算としては枠的に計上しているものもございまして、一概に全て計画どおりにしているかということ、そうではない面も一部ありますが、基本的には、当初から計上出来るものについては計上して対応しております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この研修の内容を見ると、初めて職員になられた方の、何というんですかね、初級的な研修もあれば、これは当然行かなきゃならない研修だと思います。ですけれども、前に私も質問したように、今行政も企業感覚でいなきゃいけないという中で、自分たちがやっている内容だけじゃなく、それを超越得るものがあるような、そういうもうちょっとグローバルに考えた研修の場にも出なきゃこれからはいけないんじゃないですかということを常々申し上げていたんですけども、そう

いう余裕を持った研修、それと、その課の中での余裕を持って出してあげる、そういう体制が本当にできてないと、本当に生きてこないんですね、研修は。そういうところはどうか考えられたんでしょうか。確かに今回は予算は余っていますよ、コロナですから。じゃなくて、これが正常に機能した場合にはどういう考えだったんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

研修の方法についても様々ありまして、先ほど竹内委員お話しになった、職員の中で、職場の状況でなかなか研修に出られないという声も一部聞いています。ですので、昨年度作成した人材育成基本方針の中では、1つはもちろん職場外の研修、外へ出て研修を受けるという仕組み、それから、場内、いわゆるOJTと呼ばれる職場内研修という方法も位置づけをしております。先ほどお話しがあった、特に新規採用職員などについては、専門的な研修というよりは、むしろ職場内で白井市独自のルールに基づいて行っている業務が多数あります。契約事務ですとか、伝票事務ですとか、文書管理事務といった、そういった事務の研修を内部研修として行っていたり、なるべく職員のニーズに対応できるような研修を行えるように努めているところでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 75ページの一番下になります。11) 職員衛生管理に要する経費の中から、産業医の報酬について伺います。令和2年度の産業医の活動の実績について伺います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

産業医報酬ということで42万円がございすけれども、この産業医につきましては、基本的には幾つかの業務を行っていただいています。職場内の巡視ですとか、健診の事後措置の意見をいただくとか、あと時間外勤務の管理などについて行っていただいているところでございます。

具体的に、職場巡視による実施状況としては、各部署を回っていただいているんですけれども、そこでいろいろな安全衛生上の御指摘ですとか評価などをいただいて、そちらについて各職員にフィードバックをしているということを行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 出勤というんですかね、お仕事に従事された日数は年間で何日間でしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほどお話しした職場巡視については、年間で10日間ほど行っていただいております。それ以外に

も、先ほどお話しした時間外の意見をいただいたりということをしておりますので、もう少し何日間か来ているかと思えますけれども、そういった状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

続いて、同じ事業の77ページになります。ストレスチェック委託料について伺います。令和2年度の対象者の人数と、受検した人数についてお願いします。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

令和2年度のストレスチェックの実施状況ですけれども、対象職員が484人、うち受検者が406人、受検率といたしましては83.9%となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 このチェックの細かいものは個人に返されるので、個々の管理はこちら側はしていないと思うんですけども、全体的なストレス度のチェックというものを産業医の先生も確認をしていらっしゃると思うんですが、それに関してどういった評価がありましたか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

ストレスチェックにつきましては、委託をかけておりまして、その結果に応じて、医師との面談を希望する職員に、こちら希望制になりますので、そちらを希望する職員については医師との面談等で状況を聞いていただくということをしております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、このチェックテストから、高ストレス度の判定評価で、市の職場環境を改善していくというような、そういった動きはないんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

このストレスチェックについては、どちらかというとストレス解消というよりも、それに伴うメンタル不調等につながらないような予防策として使っているところがございますので、その結果によって高ストレスと出てきた方、職員については、例えば、医師の面談を受けていただくとか、そういったところを推奨して、解決してもらおうということとしております。

以上です。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。ちょっと訂正させていただきます。

集団分析ということで、このストレスチェックについては、各部長に分析結果を配付いたしまして、その結果とラインケアについて説明をしているというところになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

あと、こちらの項目、職員衛生管理に関するところの研修に、安全衛生推進者養成講習会と、衛生管理者受検講習会というのがありまして、いずれも令和2年度の参加が、予算のときは行く予定だったみたいなんですけど、実績はゼロでした。衛生管理者においては、白井の規模だったら1人とか2人ぐらいいけば大丈夫という人数だとは思いますが、令和2年度において、有資格者の育成という面で、どういうお考えを持って2年度に参加できなかったのかという点について伺いたいと思います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 ちょっと確認なんですけれども、衛生管理者のお話でよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 はい。

○高山博亘総務課長 そうですね、昨年度は、ちょっとすみません、もう一度質問よろしいですか。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 例年なんですけれども、産業医の巡回が平均して月に1回ぐらいで、基本的には細かく目配りできるというほどの回数は来ていないというのは気になってはいたんですけども、衛生管理者を置くということもありますし、そういった意味で、労働者の健康を管理しているという方向なのかなというふうにずっと思っていたんですけど、今年特にコロナに関して、仕事をしていてもストレスが高まるような状況にある中で、より健康管理に努めてほしいなと思ったところに、この有資格者の育成という研修に参加するところが実績が上がっていませんでしたので、どういう状況で今回は見送ったのかというところを確認したいと思って質問をしました。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。

現在総務課内に衛生管理者が2名おまして、その2名が既に資格を持っておりますので、2年度の予算を執行していないということになります。資格者がいるということが理由になります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 同じページのストレスチェックのところなんですけれども、何年か前からこのストレスチェックテストというのは始まっていると思うんですけれども、受診率83.9%で、高ストレスだという判断がされて、何らかの対応が取られて、改善に向かったという実績とかは令和2年度中にはあったんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

ストレスということなので、この結果によってそうであったかというのが、はっきり申し上げるのはなかなか難しいとは思いますが、このストレスチェックによって対応した職員が復職ができたということはありますので、ただ、先ほども申し上げた、それがこのチェックによってうまくいったということかどうかはちょっとはっきりと申し上げることは難しいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 対応した職員が復職できたということはあるということですが、となると、484人というのは、今休職している職員も含めて、それから、これは会計年度任用職員も入るんだろうか、何か人数的にはかなり多いんですけれども、全部含めて対象ということによろしいですか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。対象者については、正規職員の再任用職員ということで、会計年度任用職員に対しては行われておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 受診率が結構、83.何%あれば、低くはないと思うんですけれども、先ほどの休職者数の推移を見ると増えているという実態もあるわけなので、このストレスチェックテストがどのくらいの、メンタル的なものについての救済になったのかなという、そこら辺のことの検証というか、どういうふうに捉えたらいいかなということがよく捉え切れずに質問をさせていただいているんですけれども、どのようにお考えですか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、このストレスチェックの目的は、メンタル不調にならないような予防の観点で行っているものですので、これによってストレス度が解消するということ直接的な目的としたものでないことから、その評価についてはなかなか難しいかなと考えております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認しますが、解消するのが目的ではない、要は、高ストレスの人を掌握しようというテストであるということであれば、翌年度のストレスチェックを待たないと、その人のスト

レス度がどういうふうに移したかは分からないということですのでよろしいですね。

○**広沢修司委員長** 高山総務課長。

○**高山博亘総務課長** そうですね、このストレスチェックによって、先ほどとちょっと繰り返しになりますけれども、メンタルヘルス不調による長期の病欠の増加が顕著な状況がありますので、その抑制の一助になるために実施しているものという考えで行っております。

ちょっと回答になっているか分からないんですけども、以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** もうやめようと思ったんですけども、要は、ストレスの抑制の効果を目的としたチェックなわけで、じゃあ、高ストレスだねという結果が出てしまった人に対して何らかの対応、本人が希望すれば行われると。しかし、それでストレスが解消されてきたのかどうかということまでのフォローはしていません。翌年度もう1回ストレスチェックをしてもらって、そのストレスの度合いがどのように変化しているかが分かるという仕組みだということかなと捉えたんですけども、それでよろしいですか。

○**広沢修司委員長** 中村総務部長。

○**中村幸生総務部長** ストレスチェックにつきましては、先ほど申しましたように、それぞれ個々の職員に対してストレスの状況というのを返しております、職場のほうで全ての職員の結果を持っているわけではありませんので、それを追って比較するということにはちょっとできない状況です。なので、手挙げで、希望がある方については医師からの指導等が受けられるようにしているということと、部単位で集計、分析をしておりますので、その職場の環境というのを、どういうストレスが多いのかどうか、あるいは、どのような分布があるのかということの中で、それぞれ部長職に対しても、お宅の部はこういう状況なので、このような改善等の取組が必要ですよというようなことでの活用なり、評価なり、改善に役立っているというような状況です。

以上です。

○**広沢修司委員長** 事業の内容については本来予算審査でやるべきことだと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 結果がどのように出されたかということを私は伺いたかったので、そこに明確な答えが得られなかったのか、どのように生かしたんですかということをお伺いしたつもりでした。

今部長のほうからきちんと集団、部ごとにちゃんと結果が渡され、それによって、部によって対応しているというお答えが得られましたので、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に参ります。

ここで休憩します。

再開は10時55分。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

77ページまでで、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に14)の秘書事務に要する経費から、2款1項1目の一般管理費の89ページまでをお願いします。83ページの暴力団排除活動に要する経費と85ページの防犯対策事業、それから、交通安全対策事業を除いた部分で質疑をお願いします。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、87ページから89ページにわたります、87ページの下段のほうなんですけれども、特別定額給付金給付事業、このところでお伺いをしたいと思います。

受給実績についてお伺いをしたいんですけれども、まず、案内を送付して、住所不明等で返却されていると思うんですが、その実数を伺います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今回の特別定額給付金の対象者については、人数で申し上げますと6万3,325人が対象となっております、こちらの方々にお送りしたところ、世帯数が2万6,123世帯、最初に発送いたしまして、結果、再送した件数につきましては、世帯数で申し上げますと、565世帯が再発送になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 再発送をした後の対応はどのようなものだったのでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

再発送いたしまして、宛名不明で返ってきてしまったものが多数ありまして、そちらにつきましては、その現場の現地調査を行って、現場の状況を確認する作業を行ってまいりました。実際住んでいる実態がないことが確認できれば、その後の調査はできませんので、そういったことを行ってまいりました。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 確認になりますけれども、先ほど6万3,325人とおっしゃったので、給付金の総額からするとかなりの支給率と見えますけれども、何というの、受給率について伺います。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほど対象者が6万3,325人と申し上げました。こちらのうち、給付を受けた方が6万3,215人、申請率で99.8%、1人10万円ですので、金額が63億2,150万円ということになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 ちょっと待ってくださいね。83ページの下段から85ページの一番上にかけてですけれども、平和啓発に要する経費で、次のページになりますけれども、平和首長会議メンバーシップ負担金2,000円ですけれども、令和2年度においてはこの会議は行われたのでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

こちら、平和首長会議につきましては、この会議の開催というのも、いろいろなイベント開催が多数ございまして、令和2年度の実績から申し上げますと、例えば、サッカーを通じた平和意識の醸成という集いですとか、平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催ですとか、そういった様々な会議、あるいは、イベント事が行われております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この会議に加入している首長というか、要は、何団体、あるいは、何人といえますかね、何団体なんのでしょうか。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 令和3年3月1日現在の加盟数になりますけれども、現在1,741市区町村のうち1,734市区町村が加入されております。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ほとんどの団体が加盟しているというのは分かりました。いろいろなイベントを、令和2年度、コロナ禍で、白井市の千羽鶴とかも中止をしているわけですがけれども、いろいろイベントを開催したということですがけれども、何かこの団体からメッセージというものは出したのでしょうか、特に出していないのでしょうか、令和2年度においては。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

加入をしておりますけれども、今回この平和首長会議に対して、市からある一定のメッセージとい

うものはお送しておりません。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 市がではなくて、この平和首長会議のほうから何か、全国とか、全世界に向けて、アピールとかメッセージというのを、この会議自体が何か出したんですかと聞いているんです。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博巨総務課長 お答えします。

令和2年度の平和首長会議の決算報告書を確認したところ、首長会議のほうから具体的なメッセージといったものが出たか、ちょっと把握しておりません、把握できておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 じゃあ、後日でいいですから、把握してください。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 79ページの下になります。17) 指定管理者選定に要する経費、この報酬にあります指定管理者選定審査委員会なんです、こちらの開催実績について伺います。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 指定管理者の開催実績についてお答えいたします。

昨年度は1度開催しまして、福祉センターについて指定管理者の候補を選定しております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

続けて、同じ経費の中にある、本来だったら、81ページに債務負担行為として労働条件審査業務委託料の88万円というのが計上されていたんですが、決算においてはゼロということで、計上がされていません。こちらが計上されなかった、業務委託が行われなかった理由について御説明ください。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 令和2年度に、労働条件審査ということで、高齢者就労支援センター、白井コミュニティセンター、これは白井児童館も含まれますけれども、それと、駅前センター、学習等供用施設の4施設を行う予定でしたけれども、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による審査等が困難となったことから、令和2年度は実施しませんでした。

なお、令和3年度、予算を計上しまして、現在行っているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 81ページの19)の電算維持管理に要する経費のうちの11役務費の通信運搬費なんですけれども、長期継続契約が分割されて結ばれるようになっていますが、ここの経緯についてお願いします。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

電算維持管理に要する経費のうち、11節役務費の通信運搬費と長期継続契約の通信運搬費の、あれですか、数字の違いといいますか、当初予算との違いということによろしいですか。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 当初予算においては通信運搬費1本だったんですけれども、それが長期継続契約というふうに分割になっているので、その理由をお願いします。

○広沢修司委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。

こちらについては、今柴田委員御指摘のとおり、当初予算は通信運搬費ということで計上しておりました。しかしながら、契約の締結の段階で、決算上は長期継続契約として契約を締結している部分がありましたので、予算執行の段階で919万8,470円、この部分を長期継続の予算として執行したことによる違いでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。

88ページの広報広聴費と、その次の3目の財政管理費、4目の会計管理費まで、93ページまでで質疑をお願いします。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 91ページになります。一番下、3)森林環境譲与税基金管理に要する経費、この積立金202万4,000円なんですけど、この額を基金に積み立てると決定した理由について伺います。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 森林環境譲与税基金管理に要する経費の基金の積立額なんですけれども、白井市一般会計決算における森林環境譲与税の用途についてということで、議会にも御報告させていただいておりますが、歳入のほうは576万4,000円ございました。それで、当該年度に充当するのが374万円ということで、差引き202万4,000円を基金に充当したということでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 こちらの森林環境譲与税を見立てる事業ということの使途基準は担当課が決めることなんですか。財政課とともに考えて決定したんでしょうか。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 森林環境譲与税につきましては、法律で目的が限定されておりますので、担当課のほうでこういう事業を行うということで、充当したいということが協議があれば、予算編成の中で、ここに入れるのが適当だろうという判断をして、充当することになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 同じ91ページの白井市PRに要する経費のところを伺います。結構当初からいろいろ変わっていて、何かなかなかちょっと数字的につかみにくいところがあるんですけども、まず、シティプロモーションのほうはもうほぼ活動ができないということで減額されたということによろしいですよ。

○広沢修司委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 シティプロモーションの業務委託料の部分の説明でよろしいでしょうか。

シティプロモーションの業務委託料につきましては、民間事業者に委託をしまして、市内のいろいろな魅力等について取材をしていただいて、それを市の広報であるとか、SNSを通じて発信をしていただくということで、当初予定をしていたところですが、柴田委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響がございまして、当初の内容から大分、取材の回数とか、そういったものを割り落としさせていただきまして委託をした形になりましたので、金額としてもかなり額が減ったような状況になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、じゃあ、この減額された範囲でどのようなことが2年度中になされたのかということをお伺いします。

○広沢修司委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 今回の委託によりまして、市のほうからの委託の内容でございしますが、8か月間で16回の取材を必ずするようということで、相手方のほうには委託をさせていただいております。それによりまして、市の情報、ホームページ等掲載されている記事が16件、さらに、ツイッター等のフォロワー数、インスタグラム、フェイスブック等のフォロワー数が、それぞれ50名から100名程度増えております。さらに、白井の広報等にも記事の掲載等がございました。さらに、今回の取材等によりまして、職員の負担というののもかなり減っているという部分がございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** シティプロモーションについては分かりました。

それでは、ほかに、シティプロモーション以外では、ふるさと納税に係るものに関してもこの項目かなと思うんですけれども、これも消耗品費のところは随分増額になっていますけれども、そうですね、手数料とか消耗品費、それから、寄附金代行業務委託料などは年度途中で補正があって、それぞれ増額されています。これについてもちょっと、最終的な形でどのような形で収まったのかということをお説明いただきたいと思います。

○**広沢修司委員長** 齊藤秘書課長。

○**齊藤祐二秘書課長** 令和2年度につきましては、当初予算から比べますと、まちづくり寄附金、ふるさと納税と言われているものについて、歳入のほうはかなり増額となっております。それに併せまして、今柴田委員がおっしゃったとおり、サイトの委託料、それから、手数料といたしますのは、基本的にはカード決済等に係る手数料、それから、サイトを利用するときの手数料等になってまいります。さらに、かかる経費としては、寄附金代行業務委託料ということで、サイトとふるさと納税の返礼品を提供する事業者とのつなぎとその間の事務等を委託しているものでございますが、こちらについても、寄附額に対しての一定割合で金額の支払いをしている関係がございますので、まちづくり寄附金の全体額が増えますと、委託料、さらに、手数料等が増えてまいります。

消耗品については、返礼品の金額になりますので、基本的には寄附をいただく3割以下で返礼品というものが、金額のほう設定させていただいております。さらに、全体のまちづくり寄附金にかかる返礼品、手数料等を含めた経費が寄附額の5割以下になるという基準がございますので、令和2年度においては全ての項目においてその範囲内で支出をしたものでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** では、確認します。今おっしゃられた寄附の3割以下の返礼品プラス、経費は5割以下に収めるということを実行し、最終的に積立てられたのが一番下にある1億3,850万8,636円であるということよろしいですか。

○**広沢修司委員長** 齊藤秘書課長。

○**齊藤祐二秘書課長** 概略で言いますと今柴田委員がおっしゃったとおりなんです、ふるさと納税、まちづくり寄附金の中には、その寄附を受けた年に充当している事業もございます。例を挙げますと、昨年宮下さんのほうから2,300万円の寄附、こちらはまちづくり寄附金のサイト等を使ったものではないのですが、2,300万円の寄附をいただいておりますので、その一部については、令和2年度中の補正予算によりまして、当該年度の事業に充当しておりますので、そういったものを差し引いたものが、まちづくり寄附金の基金積立金になっているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、その下の財政管理費の財調のところを伺います。財調への積立てが最終的には5億1,067万5,000円ということですが、年度内に補正が何回も組まれて、財調から出たり、また、財調に繰入れたり、何度もあって、ちょっと把握がし切れなくなっているんですけども、最終的に、財調に積立てられたのがこの金額だけども、全体としては財調からの1億何千万円かを使用したことによって、事業がこの1年、令和2年度は事業が進められたというふうに捉えてよろしいわけですね。この確認、財調の動きというのが、非常に例年になく出たり入ったりしていたので、ちょっとつかみきれなくなっているところがあるので、お願いします。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 御指摘のとおりで、財政調整基金につきましては、前年度の実質単年度収支の半分を積むこととなっております、その関係で積み増しもしておりますけれども、決算において差引きを財政調整基金で調整しますので、結果的には財政調整基金の残高が減少しているということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 返礼品に関してなんですけれども、数を見ると159もあるんですけども、これはどのように選定はしているのでしょうか。

○広沢修司委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 返礼品につきましては、地場産品ということが一番大きなルールでございますので、まず、白井市内で製造または活用されている事業ということで、委託料で支払っておりますまちづくり寄附金の寄附金代行業務委託料等の中で、そういった地場産品等の開拓をやっている部分もございますので、そちらの事業者を通じまして申請が上がってまいります。市のほうで、そのかかる経費と、それから、寄附額をある程度調整しまして、返礼品としているということでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 そうですね、梨やフライパンは人気があるというのは伺っているんですけども、それ以外に今人気が出てきているものというのはどんなものがあるのでしょうか。

○広沢修司委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 今岡田委員おっしゃったとおり、やはり梨とフライパン等というのは人気があるんですけども、それ以外にも、当初から返礼品となっております遠山珈琲のコーヒーの豆であるとか、そういったものについてはもう当初から根強い人気がございます。最近新たに返礼品となった

もので伸びているものというのは、あまりちょっと記憶にないんですけども、やはり梨とフライパンと遠山珈琲さんというのは、市の返礼品の中ではかなり大きな割合を占めているんじゃないかなと思っています。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に参ります。

5目の財産管理費、5目のみ、101ページまでで質疑をお願いします。財産管理費についてお願いします。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 97ページになります。3) 公有財産の管理活用に要する経費の委託料にある除草業務委託料なんですけど、これが予算が177万6,000円だったんですけども、54万3,137円ということで減額になっています。今回決算を通じて、割とこの除草業務というのが執行残だったりなくなったりしているケースが多かったので、令和2年度においてはどういう状況だったのかなというふうに思っていたんです。ここでは全体はお答えいただけないと思いますので、この3)の経費の中にある除草業務委託料について、執行残についてお伺いしたいと思います。

○**広沢修司委員長** 鈴木公共施設マネジメント課長。

○**鈴木隆宗公共施設マネジメント課長** お答えします。

公有財産の管理活用に要する経費のうちの委託料、除草業務委託料の減の理由についてですが、こちらにつきましては、公有財産用地の除草作業を予算計上しているんですけども、減の要素につきましては、この用地の中に旧給食調理場跡地が入っておりまして、こちらの全面除草を2回予定していたところですが、年度に入りまして、用地を近隣の方が貸付けを受けたいという話がありまして、駐車場として御利用いただきまして、そこに碎石等を引いていただいたことによりまして、除草作業の範囲が減少しました。その結果、減額が生じたものでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○**植村 博委員** 93ページのところの庁舎管理、ここのところで、需用費で消耗品が2種類、共通品と消耗品というのがあるんですけども、これはどのように分けてあるんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 鈴木公共施設マネジメント課長。

○**鈴木隆宗公共施設マネジメント課長** お答えします。

消耗品費と共通消耗品費の違いということだと思っておりますが、まず、消耗品の項目につきましては、当課で使用する消耗品を計上しております。そして、共通消耗品につきましては、庁内各課で使用す

るものを当課で一括して購入しているものでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 99ページの範囲ですよね。ここのところ、99ページの14節の工事請負費、公共施設保全工事、この内訳をお願いします。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

一応事前に決算審査資料要望一覧表ということで、この中の資料ナンバー6、こちらで公共施設保全事業ということで、工事請負一覧の記載があるんですが、一応工事自体8件ございますけれども、それぞれ内容を説明したほうが良いですか。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 私が一番聞きたかったのは、文化センターの天井の工事なんですね。この中だろうなというところで、一応確認したくて、今最初の質問をさせていただきました。

1,430万円の工事だということが資料では分かっているんですけども、たしか全員協議会の説明で、去年5月に受けたのは、入札が不調であったというところまでの報告で、その後完成をしましたというのはどこかの機会には聞いた気がするんですけども、その後どのような経緯になって工事着手にまでに至ったのか、5月以降の経緯を知りたいなと思います。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

文化センターの天井等補強工事につきましては、委員おっしゃられるとおり、年度当初にまず工事のほうを発注しましたが、不調に終わりました、再度工事の内容を電気設備と建築工事に分割しまして入札を行いました、それも不調に終わったというところで、その後の対応について、たしか5月の全協の中で、今後の対応について御説明したんですが、その対応としましては、先ほど説明した建築工事と電気設備工事のうち、ちょうどコロナが広がってきている時期にかかりまして、工事の状況についても密を避けるようにというような指導があった中で、現場が重複する電気設備と建築工事のうち、重要な建築工事、天井の補強工事のほうのみを実施するとして、そちらの建築工事を指名競争入札で入札を行いました。その結果、市内業者が受注されまして、予定工事を完了しているという状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 2回不調になって、最終的には建設工事の一本で指名競争入札で受けたということによろしいですか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 着工がいつで、完成がいつだったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 失礼しました。

契約が令和2年7月15日、工期が7月16日から10月20日までで、完成も10月20日となっております。  
以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 指名なので、何社指名で、落札率がどのくらいだったかもちょっと参考で教えてください。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 指名の状況についてですが、指名業者は10社指名しております。市内業者が落札しておりまして、落札率につきましては99.92%となっております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっとかなり高いんでびっくりはしたんですけども、ほぼ100%ということなのはしょうがないのでしょうか。それで、結果として工事は完成したわけですけども、特定天井ということが解消されたわけではない状況だと思うんですけども、こういう工事をしたということなどについては、県のほうに報告するとか、あるいは、国のほうに報告するとか、そのようなことは行ったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 特に報告等は行っておりません。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、工事をしました、その結果がどのように効果が出ていますということについては、例えば、市民に対してお知らせをするとか、何かそのような、少なくとも市としては、安全を期するために工事したはずなので、そこについてのことについての報告というか、そういうようなことというのは対応はされていなかったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 今回の工事につきましては、最終的な法不適合を解消する工事ではございませんで、補強工事という形になります。工事に当たりまして、こういう工事を行いますよということは周知は行っております。完了しましたという報告は、特には周知はしていないところでは。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、例えば、地震が来た場合、今回の取りあえずの補強工事で、どのくらい危険度が回避は少なくともされるようになったんでしょうか。少なくとも効果はないとまずいですよね。それはどのように考えられますか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 具体的にどのぐらい、例えば、震度幾つまで対応可能だとか、そういった類いのものではございませんので、具体的にどれぐらい持つかという検証がなかなか難しいところなんです、少なくとも安全対策として、市民の方が利用するものですので、なるべく安全な状況を保ちたいというところから、今回補強工事を行っているという状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に6目の企画費について質疑をお願いします。ページは103ページまでです。企画費について、質疑はございますでしょうか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 5)番の外国人支援事業の報償費60万円と出ていますけれども、具体的にどんなことをやっているんでしょうか。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 では、お答えいたします。

60万円の報償費ということで、こちらは国際交流員2人分の報酬となりまして、主にこの国際交流員の方には、広報紙の英語版のほうを昨年度までお願いしています。英語の翻訳をお願いしています、そちらのほうの翻訳費用と、あと、その他各課における通訳翻訳業務をお願いしていたものの報酬となります。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 外国人が大分増えて、どこかに千二百何人というような記載があったと思うんですけども、例えば、昨年度はコロナという状況下にあった場合に、この支援の事業でコロナの案内ができたとか、外国人に対して対応ができたとか、そういうような実績とかはあったんでしょうか。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 すみません、柴田委員に確認なんですけれども、この事業で、広く市民に対して、コロナの関係で、英語の通訳とか、そういうのできたかどうかということか、それとも、こ

の事業の中でコロナ関係の対応をしたか、どちらかちよっとお伺いします。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 聞き方が悪くてすみません。この事業としては、外国人の対象の教室とか、日本、そういうような事業ですね。そうしますと、やはりコロナの影響を受けて、それが縮小されたり、あと、例えば、外国人の窓口にもなるはずなので、そこで何らかの対応をここで求められて、そこに対応したとか、そういうようなことはあったのでしょうか。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 まず、教室の運営のほうで答えさせていただきますと、昨年度2回ほど大きく分けて緊急事態宣言がございまして、その間、先ほど柴田委員が言われたとおり、休校という扱いにさせていただいてまして、相談件数につきましては、役所の窓口の相談の対応なんかで、ちよっこの教室は別なんですけれども、市役所の窓口の場合は、英語の場合は職員が基本的には対応して当たっています。

この教室自体のコロナの影響は、緊急事態宣言下においては、昨年度2回ほど休校とさせていただいておりますが、再開時にコロナ感染防止用のフェイスガードを用意したりですとか、あとは、委託先、国際交流協会に外国人教室の委託をしているんですけれども、その中で、もともと開催日時が毎週金曜日と、あと、夜間については当初水曜日のみだったんですけれども、年度途中から、8月頃からだったと思うんですが、自主的に国際交流協会のほうで、火曜日の夜も空けていただいた、それはコロナの感染防止の分散、生徒を分散させるという意味合いから、曜日を増やして、運営のほうに当たりました。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 国際交流協会の方が非常にいろいろ力を発揮されているということをつかっていたんですけれども、課題として、今後コロナが長期化する中での教室の在り方とか、そういうようなことについて、令和2年度については何か検討されましたか。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 例えば、今いろいろな事業、市役所をはじめとして、オンラインによる会議で、機材が整備されてきておりますので、そういう中で、役所全体として令和3年度以降は増えてはいるんですけれども、令和2年度においては、オンライン対応の機材の整備がされていませんでしたので、市と国際交流協会のほうで、コロナに対する対応で、オンラインを使ったやり方もいいよねという意見は出たんですけれども、市役所のほうでその機材の整備がまだ整っていませんでしたので、それについてはまだ実現はしてありません。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、今のところなんですけれども、確認なんですけど、事務事業評価を見ると、2年度の取組状況に外国人相談の実施というふうに書いてあるんです。でも、今のやり取りだと、この事業の中では、相談の実施から受けるようないろいろな様々な対応をしていないような印象も受けたので、この事務事業評価のほうに書かれている外国人相談というのはどういったことを取り組まれたのか、そこをお聞きしたいです。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 この教室の受講者の中でのコロナの不安とか、そういう相談はあったんですけども、その他の外国人相談といたしましては、相談のほうはなかったということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 ということは、この日本語教室に通っている方、直接やり取りができる関係性の中で相談を受けることには支援をしましたという、間口は広げてないけれども、手が届く範囲の外国人市民の方には支援を行ったという理解でよろしいですか。

○広沢修司委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 令和2年度については、そのとおりでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次、参ります。

ページが少し飛びまして、116ページ、2款2項徴税费について、ここで質疑をお願いします。ページは121ページまでです。質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 121ページの2)の固定資産税の賦課に要する経費なんですけれども、委託料のところなんですけれども、この内容、土地評価委託、ちょっと若干当初予算とは金額に差が出ているようですし、確認したいので、お願いいたします。

○広沢修司委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 確認ですけれども、今の御質問は固定資産税の賦課に要する経費の中の12節委託料ということよろしいですか。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません、3)です。土地・家屋評価替えに要する経費のほうです。失礼しました。

○広沢修司委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 土地評価替えに要する経費のうち、12節委託料につきましては、令和2年度については、通常業務のほかに、昨年度と比べますと、本鑑定があった結果、増減がかなり出ているんですけれども、令和2年度については、時点修正などの業務で、多少執行残が出ている状況になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ここの中には表れていないのかもしれませんが、固定資産については、現地把握が大切であるし、正確な申告もされなければいけないということで、かつて問題になったこともあります。ここでそのそういう現地調査などの取組などが強化されたとか、2年度中に、そういうようなことはあったんでしょうか。

○広沢修司委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 もう一度お願いします。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 家屋や土地の評価については、正確に対象を把握するためには現地確認が必要であるというような指摘も前あったんですね。このことについて、2年度においては、何らかの具体的な取組とかいうのはあったんでしょうか。

○広沢修司委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 お答えします。

委託をかけているもののほかに、常に法務局などから新規の情報を入手しておりまして、その際に現地などへも確認しているところもあります。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 課税客体の把握のために、職員が直接出向いて動産、不動産についての確認をするということは、法務局からの情報を入手した場合に限ったということでしょうか。

○広沢修司委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 法務局からの情報のほかに、平成31年度から国税資料閲覧調査というものを実施しておりまして、税務署に出向きまして、未申告の償却資産などないかなどの調査もしておりまして、それに係るものも新規の課税客体ということで、令和2年度も調査をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。

また少しページが飛びます。124ページの選挙費、これ129ページまでございます。選挙費について

質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田典之委員 127ページの中ほど、選挙啓発に要する経費、これ2目ですけれども、1目あるいは3目とも関わってきますけれども、投票率向上に向けての何か取組はこの年はしたんでしょうか。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えします。

選挙啓発に要する経費ということでございますけれども、こちらについては、明るい選挙推進協議会のポスター、あるいは、標語コンクールの募集などの取りまとめなどを行うことを基本として行っております。

平成2年度については、千葉県知事選挙等はございましたけれども、コロナの影響もありまして、選挙啓発活動については自粛しております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうなんですけれども、要は、県知事選挙もあったしね、投票率が年々下がってきているわけですよね。それに向けての何か投票率を上げるための取組、つまり、この年は県知事選挙があったけれども、翌年は、翌年というのは今年ですけれどもね、今年度は衆議院の選挙がある、そして、来年は参議院がある、そして、再来年は白井は市長選挙、市議会議員の選挙があるわけですが、それに向けての、令和2年度においては、投票率向上のための何か取組をしたのかどうかと聞いているんです。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 失礼いたしました。

令和2年度につきましては、本庁舎の1階、市民課の窓口のところにデジタルサイネージがございます。あちらに、選挙の期日前投票期間などのお知らせを、デジタルサイネージなどを使って市民の方に周知等を行ったところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 例えば、新しい投票所を新設するだとか、あるいは、期日前の投票所を増やすとか、そういったような取組はどうだったんですか。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

投票所と、それから、期日前投票所につきまして、増設につきましては、令和2年度中には、

委員長、すみません、失礼しました。

○広沢修司委員長 どうぞ。

○高山博互選挙管理委員会書記長 投票所につきましては、令和2年度の知事選から、西白井コミュニティプラザが投票所として新たに加わりましたので、そちらについては1か所増設をしております。

期日前投票所につきましては、市役所を含め3か所はそのまま変わらず、増設は行われておりません。

以上でございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 当然コミュニティプラザの投票所の周知ですかね、その地域の周知はされたと思うんですけども、特に毎回投票率が下がっている、いわゆる富士地区については、あそこは広いですし、投票所は1か所しかないし、高齢者も多いことから、年々投票率が下がっているわけです。この年に、私は一般質問でも、投票率を向上する取組をぜひというふうに言いましたし、それから、具体的な場所を示しながら、期日前投票所を、1日あるいは半日でもやるようにという話をしたんですけども、そうしますと、富士地区について、令和2年度においては、富士地区の投票率を向上させるための取組はしたんですか、しなかったんですか。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

先ほど申し上げました、投票所の増設は1か所、西白井コミュニティプラザを増設いたしましたけれども、それ以外については、実際のところ、あとは、期日前投票所も含めて増設はできておりませんので、富士地区に限定するものではございませんけれども、投票率向上に向けた具体的な富士地区への取組というのは行っていないところでございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 実際に増やしたかではなくて、富士地区においての投票率を向上させるための取組検討を、令和2年度においてはしなかったということによろしいですね。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博互選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

今具体的な富士地区ということのお話もありましたけれども、選挙管理委員会とすれば、市全体の投票率向上というのを見ていかなければなりませんので、全体の話をこれからもしていかなければいけませんけれども、ですので、令和2年度中、富士地区についてされたかという御質問であれば、それについてはできていないということになると思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今のところですか。127ページの選挙管理委員会委員報酬で出ておりますけれども、選挙管理委員会というのは、業務は大体分かってはいるんですが、単なる選挙だけではないと思いま

す。年間を通していろいろ問題も取扱っております。令和2年度、その前でも結構ですけども、選挙管理委員会にトラブルで報告があった、どんなことでも結構です、ポスターの問題、あるいは、嫌がらせのこと、そういった問題を選挙委員会のほうに報告されたという事例はありますでしょうか。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 失礼いたしました。

昨年度千葉県知事選挙がございまして、その選挙期間中は特に選挙活動が行われますので、そういった話、苦情等が入ることもありますけれども、昨年度の知事選においては、具体的にそういった苦情のようなお話はなかったものと聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今お答えいただいたのは選挙に関してだけですが、日常、議員というものは、例えば、講演会の看板、そういったものも選挙管理委員会に届けを出して、そして、使用しているわけですけども、そういったもろもろのこと、市民からはいろいろ聞いておりますけれども、そういった細かい問題で苦情が全くなかったんですね。そこを確認します。

○広沢修司委員長 高山選挙管理委員会書記長。

○高山博亘選挙管理委員会書記長 お答えいたします。

令和2年度に関しては、そういったお話はいただいてございません。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 令和2年度、過去にもなかったんでしょうか。確認します。

○広沢修司委員長 令和2年度の決算なので、令和2年度についての質問でお願いします。

○竹内陽子委員 以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですかね。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、128ページの5項統計調査費から、133ページ、6項の監査委員費についてまで質疑をお願いします。ページは133ページまでになります。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 133ページになります。1) 監査委員運営に要する経費の中の監査委員報酬について伺います。この監査委員報酬は、単位というか、単価というか、どういう報酬額になっているのかを御説明いただきたいと思います。

○広沢修司委員長 武藤監査委員事務局長。

○武藤善勇監査委員事務局長 それでは、監査委員の報酬についてお答えいたします。

現在委員につきましては、議員選出の委員、学識経験者の委員ということで、2名で構成しております。まず、代表監査委員は、月額が7万円、議員選出の監査委員が月額4万円ということで、12か月分の報酬を支出したということでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○**長谷川則夫委員** それでは、131ページの各種統計調査に要する経費の中で伺います。国勢調査が行われたということなんですけれども、この中で、インターネットの回答が可能だったと思いますので、そのインターネットでの回答率をお伺いします。

○**広沢修司委員長** 池内企画政策課長。

○**池内一成企画政策課長** インターネットでの回答率ということでお答えをさせていただきます。

当市におきましては、インターネットの回答率は48.5%となっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 長谷川委員。

○**長谷川則夫委員** そうしますと、残りは調査員による回収ということになりますけれども、コロナ禍でどのような影響を受けたのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 池内企画政策課長。

○**池内一成企画政策課長** では、お答えいたします。

インターネット以外での回収ということなんですけれども、今回国のほうで、コロナ感染対策、影響を防ぐということで、インターネットでの回答か、あるいは、郵送での回答が呼びかけられております。その中において、先ほどインターネットでの回答が48.5%、次に郵送での回答が38.9%で、合わせて87.4%の白井市においては回答率となっております。その他については調査員が聞き取り調査という形になります。

全国平均のほうは80.2%でございましたので、白井市は大分回収率、回答率は高いほうに位置づけられていると思います。

以上です。

○**広沢修司委員長** 長谷川委員。

○**長谷川則夫委員** すみません、私も郵送のことを忘れていましたので、調査員の聞き取り調査においては、特にそのコロナ禍の影響はなかったという考え方ですか。

○**広沢修司委員長** 池内企画政策課長。

○**池内一成企画政策課長** では、コロナ禍での影響ということなんですけれども、例えば、クレームと申しますか、今回非接触式ということで、基本的には、最初調査員が各家庭にお伺いして、インターホン越しに説明をして、世帯の概略、世帯主ですとか、あと、家族構成、男女比、簡単な項目は最

初に伺って、インターホン越しに聞き取りするんですけども、その際、やはり個人情報ということもございますので、その辺を気にされてクレームという形になったケースはございました。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** すみません、さっきの監査委員のところ、メモを取るのが遅くなったので、続きの質問をさせていただきたいと思います。

代表監査委員が7万円で、議選の監査委員が4万円ということなんですが、この監査のお仕事、実働はどれぐらいになるのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 武藤監査委員事務局長。

○**武藤善勇監査委員事務局長** お答えいたします。

代表監査委員の昨年度の勤務実績ということでお答えさせていただきますけれども、まず、例月現金出納検査ということで、こちらは月に1回行っております。年間でいうと12回になります。

それから、定期監査ということで、庁内の各部ごとに行っております。こちらは令和2年度に実施した課は15課が対象になりますが、こちらで出勤した日数といいますと、6日間ほど出勤しております。

また、ほかに現金を庁内で扱っておりますので、そちらの現金検査等で出勤しているという実績もございますので、すみません、最終的な出勤の勤務実績はちょっと今手元にないんですが、おおむねそういう感じで出勤をしたということで御了解願えればと思います。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** ありがとうございます。

あと、最後にもう1つ確認したい、お聞きしたいんですが、この7万円と4万円の報酬額の違いはこういった理由なのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 武藤監査委員事務局長。

○**武藤善勇監査委員事務局長** お答えいたします。

まず、7万円が代表監査委員ということで、学識経験を有する方ということで任命をさせていただいております。また、議員選出の監査委員ということで、こちらは月額4万1,000円ということで選任をさせていただいております。

それぞれ額の違いはありますけれども、具体的な積算の根拠といいますか、そちらにつきましては、印旛管内の自治体の実績、もしくは、他市の事例等を見ながら、それぞれ代表監査委員と議員選出の監査委員の報酬の月額というのは決定をしていると思っておりますので、特に職が違うから金額が違うということで捉えているわけではございません。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** すみません、そうすると、月額報酬額は違うけれども、実働で、先ほど説明していただいた、お勤め、お勤めというんですかね、例月監査が毎月あるとか、各部ごとに15課、7日間出勤したとか、そういうのは両方の監査委員は同じように対応されているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 武藤監査委員事務局長。

○**武藤善勇監査委員事務局長** 小田川副委員長の御指摘のとおり、それぞれ代表監査委員と議員選出の監査委員2名は御出席になって、それぞれ審議していただいたという状況でございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 前のページの131ページの各種統計調査に要する経費なんですけれども、この中の10の需用費とか、あと、11の役務費などが、補正が結構かかっています、これがコロナ関連で対応した経費だという説明なんですけれども、どういう内容でこれがコロナ関係になるのかということを確認したいと思います。

○**広沢修司委員長** 池内企画政策課長。

○**池内一成企画政策課長** それでは、流用についての御質問だと思うんですけれども、順番にお答えをさせていただきます。

まず、10節需用費の一番下の30万156円につきましては、こちらは今回コロナウイルス感染症の影響により、急遽国勢調査の感染防止用のリーフレットというか、チラシを作りまして、できる限りインターネットでの回答、また、郵送も可能ですというようなチラシを作成するに当たりまして、こちらを133ページの13節の使用料及び賃借料から流用いたしました。

その下の11節役務費、使用料及び賃借料より流用した3万7,388円につきましては、こちらは今回コロナ禍による調査ということで、郵送費のほうは不足しましたので、郵送費のほうを、通信運搬費に使用料及び賃借料より流用いたしました。

次のページの12節の7万8,820円につきましては、こちらは今回の国勢調査の実施に当たりまして、社会福祉施設等についても1つの調査区として調査を実施することとしました。その調査方法につきましては2通りございまして、施設の職員が調査員として調査していただく方法と、あと、施設自体に市から委託をかけて国勢調査をお願いする、2通りございまして、もともと前回の調査において、施設の職員による調査方式を採用しておりましたので、当初報酬のほうで計上していたんですけれども、そちらが施設への委託、施設に意向を確認したところ、委託で行いたいということでしたので、報酬から委託に流用した金額となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、ここで休憩します。ここままで6項を終わりにさせていただきます、休憩に入ります。

休憩します。

再開は13時30分。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高山総務課長。

○高山博亘総務課長 それでは、先ほど幾つか答弁した中で、修正がありましたので、2件ほど修正させていただきたいのと、あと、1件回答ができなかった部分がありますので、お答えをいたしたいと思います。

1つ目は、ストレスチェックの対象者が484名いるというお話をしました。その対象者の内訳の話ですが、会計年度任用職員は含まないと回答いたしました。一部常勤の職員と同等の勤務時間の会計年度任用職員についてはストレスチェックを実施しているということでありましたので、修正をさせていただきたいと思います。

あともう1点は、定額給付金の話になります。再発送の数、世帯数を、先ほど565件と申し上げましたが、最初5月25日に発送をいたしました、それに対する、宛て所に尋ねがありません、返ってきた部分については、27世帯でございました。先ほどお話しした565件については、督促的に、まだ申請をされていない方に対して、7月15日に565件に申請を促す郵送をしております。修正をさせていただきたいと思います。

それから、平和首長会議に関する御質問がありました。平和首長会議から要請が何かなかったかということで、ちょっと確認いたしましたところ、何件かあるんですけども、代表的なもので言いますと、令和2年11月20日付で、平和首長会議の会長、会長は広島市長になっておりますけれども、会長が内閣総理大臣宛てに、概要を申し上げますと、核兵器廃絶に向けた取組の推進についてという要請を行っています。概要は、平均83歳を超えた被爆者は、全ての国による核兵器禁止条約の締結を望んでいる、日本政府も一刻も早く締約国になって、核軍縮のリーダーシップを発揮するよう要請するという要請文が発出をされています。もし必要でありましたら、後ほどお渡ししたいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 今のところ、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、休憩前に引き続き、ページは158ページをお願いします。3款1項6目の国民健康保険費中、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出しに要する経費、それから、同じく7目の介護保険費中、事業番号2)の介護保険特別会計保険事業勘定への繰出しに要する経費、それから、ちょっと飛びまして、162ページから3ページの9目後期高齢者医療費中、2)の後期高齢者医療特別会計への繰出しに要する経費の3つについて質疑をお願いします。ページで言いますと、158から163ページになります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続きまして、206ページをお願いします。206ページの4款1項2目予防費中、7)の新型コロナウイルス対策に係る一般職員人件費について、ここで質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、228ページをお願いします。228ページの4款3項上水道費について、これは231ページになりますが、ここで質疑をお願いいたします。231ページまでです、上水道費。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に6款1項2目、247ページの商工振興費中、9)プレミアム付商品券事業に要する経費について質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 続きまして、263ページ、7款4項1目、都市計画総務費中、6)番の公営企業(下水道事業)への補助及び出資に要する経費について質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に270ページ、8款消防費について、ページは279までで質疑をお願いします。270ページから279ページ、消防費について質疑はございますか。よろしいですか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** それでは、275ページの下段から始まります4)地域防災力向上事業について伺います。お聞きしたいのは、277ページが一番下になる備品購入費のところになります。防災用資機材、予算では181万8,000円でしたが、決算では13万3,760円となっております。こちらの減額した理由と、何を購入したのかについて伺います。

○**広沢修司委員長** 山本危機管理課長。

○**山本敏行危機管理課長** お答えします。

今回この防災用資機材については、予算では自主防災組織を立ち上げた際に資機材の交付を行っておるんですが、令和2年度においてはこの資機材の交付がなかったというところで、140万円ほど3月補正で減額の補正をさせていただいております。

今回執行した資機材については、トイレ用のランタン、こちらのほうを購入させていただいて、決

算として13万3,760円というところになっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 資機材の交付がなかったというのは、すみません、不勉強で申し訳ないです、自治会からの求めがなかったなので、こちらも用意をしなかったという、単純にそれだけですか。自治宝くじ。

○**広沢修司委員長** 山本危機管理課長。

○**山本敏行危機管理課長** お答えします。

ごめんなさい、説明不足で大変申し訳なかったんですけども、ここの自主防災組織の資機材購入というのが、新規で自主防災組織を立ち上げた際に、その活動に当たって必要になる資機材のほうを購入させていただいているところです。令和2年度においては、2団体ほど立ち上げがあったんですが、こちらが令和3年3月に立ち上がったというところで、その3月時点でまだその資機材の精査がなされていなかったというところで、令和2年度は執行なしということになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○**岩田典之委員** 277ページの中程、防災ハザードマップ、これはちょっと確認なんですけれども、全世帯に配ったんでしたっけ。どこまで配ったんでしたっけ。

○**広沢修司委員長** 山本危機管理課長。

○**山本敏行危機管理課長** お答えします。

こちらについては、シルバー人材センターのほうに、全戸配布のポスティングをするような形で委託のほう実施しておりますので、全戸に配布させていただいておるところです。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** 277ページから279ページにかかるところなんですけど、新型コロナウイルス感染症に対することで、279ページの下にある備品購入費、これよろしいですか。いいですね。

○**広沢修司委員長** どうぞ。

○**竹内陽子委員** これはコロナの補助金等で購入している部分があると思いますけれども、実際にこれだけの備品を購入して、備蓄場所、それから、コロナ対応はちゃんとできているのか伺います。

それから、災害時に素早く対応できるような配置図面と、かつて私が危機管理のほうに、各体育館とか、そういうところの緊急時で行ったときに、ここに何がある、何がある、こういうふうに、職員はここ、障害者はここ、そういう図面できていますかと言ったら、まだできてないという話でしたけれども、そういったものはどうなんでしょうか。この購入はいいんですけども、使い勝手が悪かつ

たら困るわけですが、この辺はどうなっているでしょうか。

それから、その下の機材も、実際にどこにそういう機材があるのかと、私はよく分かりませんが、それについてお知らせください。

○**広沢修司委員長** 山本危機管理課長。

○**山本敏行危機管理課長** お答えします。

防災用備品については、今委員おっしゃられたように、一般の避難所ですとか、あとは、コロナ対策、コロナ専用避難所、運動公園に開設するようになっておりますが、こちらにおいて、避難所の運営をするに当たって、必要なコロナ感染対策の備品を購入させていただいたところです。この購入費の中に、各一般避難所において防災備蓄倉庫のほうを整備させていただいておりますので、その資機材を使うということに対しては、すぐに持ち出しができるというようなところになっております。

今までもいろいろと竹内委員のほうからは御指導というか、いろいろ御意見いただいているところなんですけれども、避難所のレイアウトなどについては、避難所運営マニュアル、こちらのほうを早急に作っていきたいというところで、過去の一般質問なんかでもお答えさせていただいておりますが、今年度ここに来て何とかマニュアルのほうも、何となく形にはなっております、近々各学校に示せるかなというところまで進んでいるところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** 今課長のほうから答弁いただいて、一生懸命対応しているんでしょうけれども、例えば、明日にでもぐらっと来た場合に、市民が避難所へ行きました。職員が行きました、そこで早急な対応ができなかったら意味ないわけですよ。ですから、早く対応してください、対応してくださいと言っていたんですけども、ぜひともこれは、明日でも来る災害に備えて、早い対応をお願いして、終わります。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次、続きまして、352ページ、11款の公債費、それから、12款の諸支出金、それから、その次のページの13款予備費についてまで、最後まで、357ページまでで質疑をお願いします。よろしいですかね。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。

20ページをお開きください。20ページから27ページまで、20ページ、1款の市税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款環境性能割交付金、10款地方特例交付金、11款

地方交付税についてまでで質疑をお願いします。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、26ページの11款のところ、地方交付税、これについてお尋ねをしたいと思います。これは資料の27、29ページを参照しますとね、この増減率、書いてあるんです。これがマイナスの1.6%というふうになる。そこで、さらに地方交付税に臨時財政対策債、借入年度別元利償還金という、それと、基準財政需要額算入状況一覧、こういう資料を私はいたできております。これは議員の皆様にも配付されているというふうに思うんですけれども、平成14年から令和2年までの金額を追ってみました。差引きの資料、差引きの部分です、そこを見ていきますと、令和2年度の差引きが、マイナスの8,938万238円、こうなっているんです。これを、単純に、平成14年からですから、19年間ですよ、令和2年度は、これ割ると、単純にですよ、単純にこの19年間で割ってみると、470万4,223円、これが割り算した、この金額が出てくるんです。

すなわち、臨財債というのは地方交付税に算入されている、されているとずっと聞いてきました。本当に入っているんですかと聞いたら、入っています。これはずっと私が耳にしてきたことです。こうやって実際に数字を送っていきますと、自治体が臨財債で手だてを講じて、実際は少しずつマイナスに算入されているということがちょっと見えてきたなということになりますけれども、この資料からそのように読み取っても間違いはないでしょうか。

○広沢修司委員長 資料に対する質疑になりますので、決算の範囲で答えられる範囲で答えられたらお願いします。

竹内委員。

○竹内陽子委員 資料からではなく、私たちはこれを勉強するに当たって、資料も見、決算書も見、過去のもろもろのデータも見、その中で今私が口から出たその資料もという言葉なんですけれども、資料だけ追っているわけじゃありません。地方交付税の中に算入される臨財債、これを尋ねているわけなんですけれども、全部を網羅した中で聞いていますから、委員長、そこは御理解ください。

○広沢修司委員長 資料という言葉は出ましたが、資料を執行部のほうはお持ちではないので、質疑に関して、要点を絞って、もう少し明確な質疑になるようお願いしたいんですけれども、もう一度質疑、よろしいですか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 分かりませんか。じゃあ、簡単に申し上げます。

臨財債、これは行政が何か事業をしようと思うときにお金が足りないから、取りあえず国から戻ってくることを期待して借金をするわけですよ。それは後ほど地方交付税で戻ってくる。そういうことでも、必ず戻ってくるんですか、戻ってくるんですかと、何かにつけて聞いてきましたけれども、戻ってきますということで、本当に戻ってきているのかなということで、私は調べた結果、執行部のほうからいただいた資料から、おやっと思って、100%戻ってこない。これはお国の、言葉悪いですけ

れども、その年その年の状況下によって、さじ加減で臨財債が入ってくるわけですけれども、その辺をどう捉えていますかということなんです。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 臨財債、今普通交付税ということで決算が出ていますので、それについてお答えします。

令和2年度の普通交付税においても、竹内委員とこの話は何回かしているのですが、ちょっと繰返しの答弁になってしまうかもしれませんが、国の制度に基づいて、当課としましては、普通交付税を積算しまして、そのとおりに交付税が算入されているということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 だから、その算入されてくることは分かっているんですよ。だけれども、そこにパーフェクトに戻ってこないから、どう捉えていますかと聞いています。

○広沢修司委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 一般的なものとしてお答えさせていただきます。

臨財債制度につきましては、交付税で賄えない分を国が起債を認めるという制度になっておりまして、その分については確定額として国から支給されます。それについては、当該年度は借入れを行っているということで、翌年度以降に償還がある場合には、普通交付税の算定の際に、臨時財政対策債について需要額の中に算入をするということで、私どもは算入しているというお答えをしています。

その代わり、交付税そのものが来たときには、その中身というものが、どの部分について幾らというものがありませんので、私どもは参入しておりますから、必ずしも割れているとか、プラスになっているとか、そういうものの要因については確実なものとは言えない。ただし、参入はしておりますので、入っている入っていないどっちと言われれば、入っていますというものがあります。

あと1つ、交付税を最終的に決めるに当たって、補正係数というものを掛けますから、その部分で若干の国の裁量が働くというものもありますので、その辺についても数値的なものは私どもは知り得ることができないものです。ですから、何度も言いますけれども、入っているのか入っていないのかと言えば、算入に入っていますと。交付税のおおむねの額のものも合っていますというお答えをさせていただくのが今のところ精いっぱいかなということで御理解いただきたいと思います。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そこまではそうですね。ところが、いろいろ中身を検討するに当たって、執行部から出た資料を見ても、これは議員の皆さんも資料をもらっていますから、令和2年度までにお金が毎年毎年地方交付税の中に入って、その臨財債がどのぐらいかという一覧表があります。結局マイナスになっているんですね。このマイナスになっている部分を積み重ねてきてマイナスになっちゃったと、こういうふうになっているので、今までの、この表だと19年間ですから、割ってみたら年

間470万4,223円、約470万ぐらいがマイナスになっているんだなど、こういうふう思うわけですが、そういうところを、この令和2年度の決算の中で、前から臨財債の質問をしているわけですが、そういうところをどう捉えていらっしゃるんですかということ伺いたいです。

○**広沢修司委員長** 津々木企画財政部長。

○**津々木哲也企画財政部長** 言い方は悪いかもしれませんが、私ども財政当局としては、令和2年度だけで臨財債を見ているものではないと。委員おっしゃったように、今のところマイナスの部分が見られるよというのは私どもも十分承知しております。ただし、臨財債制度の中で、その算定に当たって、毎年の金利というものも違います。借り方も違います。それは全国的に全市町村が銀行貸付けを受ける場合には、利率から全て違いますから、その辺については全国的に統一されるものではないというふうに思っております。

今現在の利率でいって、そういう今時点での数字がありますけれども、この先のものに当たって数字がどのように動くかというものが分かりませんので、2年度だけ見たらどうなのと言ったら今おっしゃられたとおりにかなというふうな考えありますけれども、将来的に長い目で見たらどうなのといった場合には、私どもは国の制度の中で行っていますから、それについては確実な算定をしていきたいと、国もその算定の元になったもので全国に交付税を配布しているというふうに考えておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** 私もこの令和2年度だけで見ているわけじゃないんです。いただいた資料は平成の14年からずっと出ている。プラスもあれば、マイナスもあれば、でこぼこしております。ただ、令和2年度の金額がマイナスになっている、これを申し上げたんで、そうなる、やはりこれをいやが応でも割り算するとマイナスになってくるわけです。

今部長がおっしゃったように、これは国のほうが率を掛けて、そのときそのときの率で計算してくるから、入ってくることは入ってきますよ。だけれども、それが本当にこちらが臨財債で借りたお金のとおりに、そのとおりに入ってくるのか、これはなかなか執行部ですらよく分からないとおっしゃるわけですから、こちらも分からないわけです。

それで、最近この問題が出てきて、学者たちも、臨財債はもう将来、こうやってコロナもある、それから、災害もある、これはもう禁じ手だと、こういうふうに言っているぐらいなんです。

前回議会の場で私も申し上げました、埼玉、これは申し上げませんでしたけれどもね、弘前大学の金目哲郎先生という方が、非常にこれは現場で財政の部長もやったり、それから、学者もやったりと、そういう研究の中で、やはりこれから先の臨財債というのはなかなか難しいであろうと、これに頼ってはいけないよと、簡潔に言えばそういうことなんですけれども、そういうことを言っているわけですから、委員長、いいですね。決算のことで言っていますよ、私。

○**広沢修司委員長** 令和2年度の数字に関するの質疑をお願いします。簡潔に、よろしいですか。

○**竹内陽子委員** ですから、根拠となることを私は言っています。

だから、そういうことも踏まえて、この臨財債というものを、もう少しこの市の、そこら辺はもうちょっと数字をにらめっこして考えたほうが私はいいのではないかと。今は借りられます。けれども、将来を考えたことも踏まえて、令和2年度はそこら辺は研究されたんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 津々木企画財政部長。

○**津々木哲也企画財政部長** 財政課職員の名誉のために言いますけれども、数字は常ににらめっこしております。その中で借りる借りないの判断をしておりますので、今のお話というのはちょっと私どもは受け入れることができません。

臨財債制度につきましては、毎年限度額が示されますから、その範囲内で借りる借りないをその年の財政状況に応じて決定しておりますので、毎年そのような判断をさせていただいております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** 部長はそういうお考えだということはよく分かりました。しかし、議会のほうからは、そういった考えもあるということ、ぜひ耳を傾けていただいて、この令和2年度の臨財債から検討をしていただきたいというふうにお願いを申して終わります。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** では、24ページの7款地方消費税交付金、このことについて伺います。地方消費税のことですから、消費税は令和元年の10月から10%に引上げられました。その引上げられた分は社会保障に充てるということになっております。白井市においても、地方消費税としてこの社会保障財源分の充当先が議会のほうにも報告されているのは承知しております。

令和2年、幼児教育の無償化が実施されています。この幼児教育無償化の影響というのを、この数字からどんなふうに捉えられていますか。

○**広沢修司委員長** 板橋財政課長。

○**板橋 章財政課長** 地方消費税交付金ということなので、財政課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

幼児教育の無償化の前と後の市負担については、詳細に数字は持っていません。なぜかという、児童数の増加や措置基準などの公定価格の上昇などもありまして、単純に比較できない部分があります。計算は担当課のほう、保育課のほうかな、やることとなると思うんですけども、当課としてはその数字は持ってありません。

ただ、制度の立てつけとしましては、無償化に伴う減収分よりも国県の負担金のほうが多くなるということが、制度上なっておりますので、市財政に与える影響は減少しているものと捉えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** 本市に与える市の財政の影響は少ないということでした。これは非常にありがたいなど、受けていらっしゃる市民の方も大変喜んでおりましたので、今安心しました。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に32ページの14款1項1目総務使用料中、行政財産使用料の一部、それから、34ページの2項1目総務手数料、4節の戸籍住民手数料を除く、についてまで質疑をお願いします。35ページの4節を除く2項1目までということで、2項1目の総務手数料についてまで質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に38ページ、15款2項1目総務費国庫補助金中、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金、特別定額給付金給付事業費補助金、特別定額給付金給付事務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、マイナポイント事業費補助金、これは38から39ページになりますが、それと、42ページから43ページの3項1目総務費委託金中、自衛官募集事務委託金まで、これは43ページになりますが、質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に44ページ、16款1項1目県移譲事務交付金中、県移譲事務交付金の一部と、50ページ、2項5目消防費県補助金、それから、52から53ページの3項1目総務費委託金、そのうち、3節統計調査委託金中、人口動態調査事務委託金を除く部分まで、53ページまで質疑をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に54ページ、7款1項1目財産貸付収入、それから、54ページから55ページの17款1項2目利子及び配当金中の、1節利子中、財政調整基金利子と土地開発基金利子と公共施設整備保全基金利子、それから、森林環境譲与税基金利子と、2節配当金中、(株)ディー・エス・ケイ配当金、(株)バイエフエム配当金のところ、それから、54ページから同じく55ページの2項財産売払収入についてまで質疑をお願いします。

石井委員。

○**石井恵子委員** それでは、54ページの財産売払収入、17款2項、ここの中で、55ページで言うと下から2行目になります、土地売払収入があります。これはどういう内容ですか。

○**広沢修司委員長** 鈴木公共施設マネジメント課長。

○**鈴木隆宗公共施設マネジメント課長** 土地売払収入の内容についてお答えします。

まず、場所につきましては神々廻地区の地目が雑種地、33平米の土地になりまして、こちら近隣の土地の所有者のほうから払下げの要望がありまして、内容を精査しまして、売却したものでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 土地売払収入なんですけれども、当初予算のときには、たしか富士地区の道路残地の売却を見込んで200万円ぐらい計上されたかと思うんですが、この点についてはどうなりましたか。

○広沢修司委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。

当初予算につきましては、おっしゃるとおり富士地区の道路隣接地について計上していたんですけれども、そちらにつきましては、ちょっと売却に伴う調整が整いまして、補正予算の中で減額させてもらっています。今この土地、決算のほうに計上されている土地については、当初予算では見込まれていなかったんですが、年度途中で要望がありまして、対応したものでございます。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に54ページから57ページの18款寄附金について質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、寄附金、まちづくり寄附金ですけれども、この中には多分Z O Z O創始者の前澤氏の500万円も入っていると思うんですけれども、まず、この寄附金の市内と、それから、市外、市以外の割合を教えてください。

○広沢修司委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 まちづくり寄附金の市内外の割合ということですが、金額でお答えさせていただきますてもよろしいでしょうか。

○岩田典之委員 どうぞ。

○齊藤祐二秘書課長 市外の寄附金につきましては1億4,211万2,549円、市内の寄附につきましては404万2,087円となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 大変寄附金が増えて、結構なことだとは思いますが、ちょっと確認をしたいんですが、市外からふるさと納税をいただくことは大変結構だし、ありがたいと思うんですね。市内から寄附をいただいた場合には、もちろん返礼品は要らないよと辞退される方もいるでしょ

うけれども、市内からふるさと納税をされた、受け取った場合に、返礼品を渡して、それから、市民税の控除ですかね、それを勘案したときに、市内の方からふるさと納税をされた額のうち、大体何%ぐらいがプラスになるのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 齊藤秘書課長。

○**齊藤祐二秘書課長** ふるさと納税、まちづくり寄附金、当市ではまちづくり寄附金となりますけれども、市内で寄附していただいた方には、委員おっしゃるとおり、返礼品等はございません。

ただ、まちづくり寄附金、ふるさと納税というか、市に寄附することで、所得税と個人住民税、こちらについては所得控除と税額控除を受けることができます。その割合というのが、所得税についてはふるさと納税額から2,000円を差し引いた金額を所得から控除して所得税を計算すると、住民税についてはふるさと納税額から2,000円を差し引いた金額の10%を住民税から税額控除という形で計算をしていただくようになります。

返礼品というのは、あくまでも寄附をいただいた返礼という形になりますので、それ自体が市民にとっての損得ということはちょっとお答えするのが難しいのかなと思っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** その計算式は分かるんですけども、ちょっと私の認識が間違っていた、市内から、何というかな、寄附金ですか、ふるさと納税、まちづくり寄附金ですか、の場合には返礼品は出さないんですね、市内からはね。そうしますと、市外からの場合だけ地元のを返礼品を出すということで、すみません、私の認識が間違っていました。

そうしますと、市内から寄附金をいただいた場合には、今おっしゃった税金等を控除すると、実質的には市にとっては寄附金の何割、何%ぐらいが、要は、プラスになるのでしょうかね。税額が控除されるわけですよ。

○**広沢修司委員長** 齊藤秘書課長。

○**齊藤祐二秘書課長** 市民の方が市に寄附をしていただいたときに、先ほどお話をさせていただいた所得税の控除額、さらに、住民税の税額控除、それから、ワンストップの申請、あるいは、確定申告をしていただいた場合には、住民税の特例分ということが受けられますので、そちらの特例分については、ふるさと納税から2,000円を差し引いた金額のさらに10%を引いて、所得税率を引いたものを住民税から税額控除されるという形になります。

ただ、市民税の控除については、やはりもともと白井市内で税額を納めている方になりますので、その控除分、それから、税額控除分が市としては、マイナスという言い方はおかしいですけども、本人の税が返るといような制度になります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○岩田典之委員 市民にとっては分かるんですけども、市にとってはどうなのかなと思ったんです。ほとんどが市外からの納税ですから、ふるさと納税ですから、それは市外にPRをどんどんしていただいて、2年度も前年から比べると、あるいは、当初予算から比べてかなり多いのでね、それはそれよかったと思いますけれども、結構です。これで終わります。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。

56ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金から最後まで、2目のまちづくり寄附金基金繰入金、56ページから59ページの2項特別会計繰入金、20款繰越金、21款1項延滞金・加算金及び過料、同じく2項の市預金利子、同じく4項1目過年度収入、2目の雑入中、総務部、企画財政部の所掌に係るもの、これは所管表を参考にさせていただきまして、22款市債、それから、23款自動車取得税交付金についてまで、67ページまでになりますが、質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

討論の前に、全体を通して、財政面について総括的質疑を行います。

なお、それぞれの所管部で審議した、質疑した内容について、重複するような質疑はおやめください。

質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 まず1点目ですけども、令和2年度から会計年度任用職員ということで制度が変更になりました。人員のプラスマイナスはあるでしょうけれども、ここでお伺いしたいのは、物件費というところから人件費という項目に移行されましたけれども、大きな変化はあったでしょうか。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 会計年度任用職員を物件費から人件費ということで移動したということは、決算統計上の取扱いでございまして、実際の事務上は影響がないものと思っています。決算統計上も経常収支比率に反映する数字ではございませんので、決算統計上も物件費から人件費に移ったという取扱いになったということだけでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 分かりました。じゃあ、もう1点だけお願いします。

令和2年度のことなので、どう聞いたらいいかちょっと私も迷っているんですけども、令和2年度の単年度収支がマイナスとなっています。これは3年連続ということで、令和2年度しか聞けない

かもしれませんが、この令和2年度に限っての要因というのをどのように捉えていますか。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 これも実質収支の実質単年度収支のお話でよろしいのでしょうか。

○長谷川則夫委員 はい。

○板橋 章財政課長 実質収支はプラスですが、実質単年度収支は、簡単に言えば、実質収支に積立金と取崩し額の差みたいなのところがありまして、財政調整基金、先ほど柴田委員からの質問と重複するんですけども、令和2年度は積立金が5億1,000万円に対して、取崩し金が7億3,200万円ということで、約2億2,000万円ぐらい財政調整基金が減額となっております。これ主な理由と言われましても、決算全体を通して、歳入歳出の調整の結果ということになります。よろしいでしょうか。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 その調整の結果というところを知りたかったんです。それは無理ですか。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 調整といいますか、歳入額と歳出額の差を財政調整基金で埋めているということになりますので、歳出を賄うために財政調整基金を取り崩さざるを得なかったということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 ちょっと私の解釈が間違っているのかもしれないんですけども、歳出を賄うだけの歳入を確保できたのでしょうか。

○広沢修司委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 はっきり申し上げて、当初予算を組んだときに、財政調整基金の取崩しを行った額を年度中に収入のほうで埋めるというような考えでおったものですが、歳入がそこまで追いつかなかったということで、単年については赤字になったということになります。よろしいですか。

○長谷川則夫委員 結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 まず、GIGAスクールのことについて、これ全体、市債にまず入っていたので、そこで聞こうかと思ったんですけども、国の補助も入っているし、歳出のほうは歳出のほうで教育のほうに出てくるし、また、令和2年度の、要は、31年度の予算で、最後の補正で繰越しをしたり、あと、債務負担行為を組んだり、すごく多岐にわたっているんで、全体ということで聞いたほうがいいかなと思って今聞かせていただきますが、3年度に入って稼働、2年度の終わりからもう稼働始

まっていると思うんですけども、G I G Aスクール、結局国が持ってくれたお金、それから、市が結局負担しなくてはいけなくなったお金というのは、もう結果出ているんでしょうか。

○広沢修司委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 令和2年度、今年度についてもG I G Aスクール構想の関係で補助制度は続いております。ですから、2年度につきましては1台当たり幾らというものが確実にメーカーのほうに直接行きまして、その差引き分について私どもの負担となると。今年度につきましても、一部想定以上の補助金が確保できるという見込みになっておりますので、最終的なG I G Aスクール構想についての評価というものは今年度終わるぐらいまでお待ちいただければと。2年度につきましては、途中経過として、想定どおりのものが、私どもに入ったわけではなく、メーカーのほうに確実に入金されたということは確認しておりますので、ルールにのっとったものを執り行ったというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 タブレットについては直接メーカーのほうにということですがけれども、その整備で、市債で1億5,000万円組んだり、あと、債務負担行為組んだり、あと、歳出のほうもあるし、そういうのを全部抱き合わせて考えた場合、タブレット以外の環境整備について、市がかなりの分を負担したのか、それとも、国からの補助で大分賄われたのか、市債を組んでいるということから、かなりの額組んでいるので、結局どのくらいカバーできているのかなというのがちょっと気になるんですけども。

○広沢修司委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 すみません、数字については覚えておりません。制度についてお話しさせていただきますと、タブレットについては、御存じのとおり1台当たり4万5,000円というものが確実に視されております。あとは、私どもはフルメンテとか、そういうものの附属物をつけておりますから、そのものについては結構な負担を生じていると。

他市の状況を確認しましたら、メンテ、保険ですね、そういうものを一切かけていないところがほとんどで、今になって壊れ始めていますから、頭を抱えているという面は聞いております。私どもはフルメンテですから、どうしようもなくなったら機械を交換するというものまで入っておりますから、それが長い時間をかけたお金の使い方になってしまったというものを先に出したという形を表現したものであるというふうに考えております。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 分かりました。じゃあ、別の質問をさせていただきます。今のところはよく分かりました。

全体で、新型コロナの交付金など、いっぱい補助金が入っていて、すごくよく分かる資料を作って

いただいたので、大変大変参考になりました。すごく大変だったと思います。これに対しては本当にありがとうございますということしかないんですけども、国から70億円のお金が入ってきて、県とかその他から100万円ぐらい、それで、一般財源として3,300万円ぐらい今使っているということなんですけれども、それは新型コロナの交付金に関する、新型コロナ対策に関する費用であって、それ以外に、昨年度というのはいっぱい事業を中止しましたし、そういう意味での影響というのは大変金額的に算出できるものも結構入っていると思うんですね。人間の生活の面については、まだこれから先が見えないところあると思うんですけども、実際に企画を中止した、ふるさとまつりをやめました、梨マラソンをやめました、そういうふうに結局金額的に削減された部分もあるので、そういう意味で、金額的にはセーブになっている部分、結果的にセーブされちゃったという面もあると思うんですね。そういうものと、あと、今取りあえず一般財源でこちらが補填しているものと、総合的に加味した場合、差引きした場合、市の財政的な負担というのは結局どうなったんだろうというのは、令和2年度中の事業としては全体的に見てどうだったろうということはお答えできますでしょうか。

○広沢修司委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 柴田委員が今おっしゃったように、大変精密な資料を作らせていただいたと思っております。その数字の中で、今おっしゃられたように、一般財源の活用については約3,300万円出ているというものも私ども捉えております。あと、今おっしゃられたように、コロナの関係で、まつりとか、消防団の夏季訓練等、中止になったもの、あとは、学校関係では、部活の停止でバス運用がなくなったというものを含めて、約5,300万円程度ほど、使わなかったというか、コロナ関連で使用しなかった、歳出がなかったものについてあります。その差額2,000万円弱につきましては、引き算として一般財源を賄えるだけのものがあつたということに考えております。

今のが2年度決算の話ですけども、コロナ全体で言いますと、3年度に繰越した事業費がたくさんあります。そういうものがある中で、2年度だけの評価というものはちょっと私どもはできないというふうに思っていますから、3年度の事業完了後、3年度の決算が出たときに初めて2年度、3年度として、コロナ関連の交付金の状況の確認、そういうものができるというふうに考えておりますので、2年度だけで申し上げますと約2,000万円のプラスがあつたということだけはお話できると思います。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 よく分かりました。ということは、次年度の決算審査はなかなか大変だということになりますね。分かりました。ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

休憩します。

再開は2時50分。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時50分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

ほかに討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定について採決いたします。

決算審査特別委員会に付託されました議案第15号は、原案のとおり承認すべきものと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員です。

したがって、当委員会に付託されました議案第15号は認定することに決定いたしました。

(2) 議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定について

○**広沢修司委員長** 日程第2、議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定については、質疑が終了しておりますので、直ちに討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** それでは、令和2年度白井市水道会計決算に賛成をいたします。

市の水道事業は、長年供給単価と、それこそ給水原価が逆ざやになっておりました。しかし、令和2年度の料金改正により、経営が少し改善されたものの、経営は依然厳しいことは理解するところです。監査の審査意見にもありましたけれども、効率的な事業運営も問われているところです。

決算審査の際にも質問しましたが、水道の整備が完了した地域で、従来井戸水を使っていた方々は、生活の中で大変上手に水の利用をされ、例えば、お風呂は井戸水、飲用水は水道と、そういうような大変上手な利用をされていて、このような状況もあるということを伺っております。そして、地域の方からも、そういう実態を伺っております。

個人の選択の自由と主張される市民の方もいらっしゃると思いますが、そのエリアの市民の方々の要望で整備されたものですから、水道を使っていただくことが大前提だというふうに私は思います。また、そのことは、収益につながっていくことから、工夫をされ、営業展開も大事だというふうに思います。

このような意見を申し添えて、賛成といたします。

○**広沢修司委員長** ほかに討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和2年度白井市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

決算審査特別委員会に付託されました議案第16号は、原案のとおり承認すべきものと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員です。

したがって、当委員会に付託されました議案第16号は認定することに決定いたしました。

(3) 議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定について

○**広沢修司委員長** 日程第3、議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定については、質疑が終了しておりますので、直ちに討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** それでは、令和2年度白井市下水道事業会計決算に賛成をいたします。

下水道事業が令和2年度から企業会計となり、今までのように一般会計から補助金に頼ることなく、今後は収益を上げていく上での手法を考えていかなければならないと思います。監査委員の審査意見にも、下水道事業の経営基盤を示す経営分析比率を見ると、良好な状態とは言えずというふうにかかれてあります。そのように、今後の運営に期待がかかっているとも思います。

かねがね市民の方から、市街化調整区域の下水の整備について、市街化区域の市民の方からは、税

の公平性の意見が寄せられておりました。一般的にはそのような意見があっても不思議ではありません。しかし、市街化調整区域の下水の整備が、特定環境保全公共下水道という手法で整備されていることから、整備の負担金を払っても、都市計画税の課税対象区域ではないのです。

では、なぜ市街化調整区域で特定環境保全公共下水道という手法で整備したのかという根拠は、環境保全からというふうになっております。河川への汚染と悪臭を考えたことから伺っています。であれば、整備した地域周辺には、開発でかなりの住宅が建てられているのが現状です。今後SDGsの観点からも、他市の下水道の整備の在り方を調査し、そして、収益と環境保全を検討していただくことをお願いして、賛成といたします。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度白井市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

決算審査特別委員会に付託されました議案第17号は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**広沢修司委員長** 起立全員です。

したがって、当委員会に付託されました議案第17号は認定することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

慎重なる御審議を賜りまして、ありがとうございました。

市 長 の 挨拶

○**広沢修司委員長** ここで、笠井市長より御挨拶があります。よろしくお願いいたします。

○**笠井喜久雄市長** 委員の皆様、5日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。決算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

広沢委員長をはじめ、委員の皆様には、慎重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の採決につきましては、3議案とも認定をいただきました。各委員からいただいた意見、提案等を踏まえまして、今後も予算の適切なる執行に努めてまいります。

現在執行部では、令和4年度予算案の編成作業を進めているところでございます。長引くコロナの影響により、大変厳しい状況となっておりますが、白井をもっと豊かに、子どもたちの世代へ引き継ぐための行財政運営に努めてまいりますので、これからも一層の御理解と御協力をいただきますよう

お願い申し上げまして、簡単でございますが私の御礼の言葉といたします。本当にどうもありがとうございました。

○**広沢修司委員長** ありがとうございました。

本当に閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 3時00分